

## 承第4号に対する竹永光恵議員の質疑と答弁（全）（2018.5.17）

※この文章は、日本共産党岡山市議団事務局がテープ起こしした速記録です。できるだけ忠実な全文起こしを心掛け、校正もしましたが、内容の正確性を保障したものではありません。公式な記録は、後日市議会ホームページ等で公表される議事録をご覧ください。なお、質疑の様子は、近日中に市議会ホームページで公開される動画で確認することができます。

※文中の●で挟まれた語句は、文言の正確性を未確認です。

（最初の質問）

### ◎竹永光恵議員

私は日本共産党岡山市議団を代表して、今議会に提案された承第4号 専決処分の承認について、質疑をします。

承第4号は、平成25年2月12日付の介護給付費の不支給決定の取り消し、同給付費の支給決定および、相手方に生じたとした損害賠償を求めた行政処分取り消し等請求事件についての岡山地方裁判所判決に対し控訴する必要が生じ、法定の控訴期間内に議会を召集する時間的余裕がなかったためとの理由で、専決処分したものです。

そもそもこの裁判は、重度の障害者の浅田達雄さんが65歳になった際に、介護保険の申請をしなかったことを理由に、岡山市がそれまで受けていた障害福祉サービスなどすべてのサービスを打ち切った処分をしたことに対して、岡山市を違法だと訴えていたものです。

それではなぜこういうことが起こったのかをまず、少し詳しく説明させていただきます。

重度の障害者で一人暮らしの浅田さんは、腕と足に重い障害があり、全身の筋肉がマヒしているため、起床から食事、排せつ、着替え、入浴、就寝、移動など日常生活の大部分に介護が必要です。

障害者自立支援法に基づき、区分6の月249時間の重度訪問介護とそのうち26時間の移動介護を含むサービスが無償で利用して生活されていました。

ところが、2013年の2月、65歳の誕生日を目前に、岡山市から重度訪問介護サービスを打ち切るという通知が届いたのです。65歳以上の障害者に対して介護保険の適用を優先する原則が障害者総合支援法第7条で規定されているのに、浅田さんが介護保険を申請しなかったという理由です。

65歳になった2月15日から3月31日までのあいだ、浅田さんは一切のサービスを受けることができなくなりました。これでは、介護なしでは生活ができない浅田さんにとっては、命を奪われるのとおなじ、生きる権利を奪われたと、2013年9月19日に浅田さんが岡山市を訴えたのが、この裁判の始まりです。

そもそも、障害者自立支援法のサービスと介護保険のサービスでは、対象もサービスの中身も異なります。

まず、経済的負担が異なります。今まで浅田さんが利用してきた重度訪問介護サービスは無料でしたが、介護保険を利用すると1割負担になります。障害者自立支援法は法ができた時から、障害

## 承第4号に対する竹永光恵議員の質疑と答弁（全）（2018.5.17）

者の自立をうたっているながら、応益負担ありきの中身が問題となり、法律そのものが裁判でうたえられ、憲法違反との結果が出た問題の法律でした。現在はこうした変遷があり、障害者総合支援法に代わっています。

介護保険は、高齢になって身体が思うように動かなくなった方を対象にしたサービスが主で、浅田さんのように、小さい時からの全身障害の方に必要な見守り支援や同行支援がなく、細切れのケアプランにあったサービスしか受けられず、時間もサービスの種類も今まで通りの浅田さんの生活を維持できる中身ではなく、申請を躊躇されていたのです。

介護保険優先原則でも申請しなかったことを理由に、岡山市のように機械的に自立支援給付を打ち切った自治体はわずかしかなかった。2014年の厚労省の調査によると、259自治体のうち6自治体だけでした。それは2007年に厚労省が「個々の障害者の事情に即した柔軟な運用をすること、聞き取りによる個別事情を把握すること、要介護認定の申請をしない障害者に対しては申請をしない理由や事情を十分に聞き取り、継続して制度の説明を行い、申請についての理解を得られるよう働きかけること」という通知をだしていることが背景にあります。

その後、2015年2月にも重ねて「趣旨の徹底を」との通知もしています。

岡山市は、浅田さんの個別事情の把握や聞き取りを丁寧に行うことなく、一方的に処分を行いました。

こういう経過があり、5年という長い裁判となったわけです。

そして、今年、2018年3月14日、岡山地裁は浅田さんの請求を全面的に認める判決を出しました。

判決内容は、

1. 岡山市の処分取り消し
  2. 不足分の96時間の介護給付費支給決定の義務付け
  3. 慰謝料100万円+5カ月分の介護保険自己負担分7万5千円の損害賠償
- という浅田さんの全面勝利でした。

判決は自立支援法7条の解釈適用について、

1. 自立支援法と、介護保険法は法の目的、対象者も異にしていること
2. 自立支援法における地方税上の非課税世帯の自己負担がないこととされた経緯があること
3. 「本件通達が、介護保険サービスが利用可能な障害者が介護保険法に基づく、要介護認定等を申請していない場合は、介護保険サービスの利用が優先される旨を説明し、申請を行うよう周知徹底を図られたい、一律に介護保険サービスを優先させこれにより必要な支援を受けることができるか否かを一概に判断することは困難であることから、障害福祉サービスを特定し、一律に当該介護保険サービスを優先的に利用するものはしないこととしていること」との厚労省通達の内容
4. 自立支援法で非課税世帯の自己負担がなくなったこと

## 承第4号に対する竹永光恵議員の質疑と答弁（全）（2018.5.17）

5. おなじような案件で障害福祉サービスの利用申請を却下する自治体は259自治体のうち6自治体にしかすぎなかったこと

などを踏まえて裁判所は、「介護保険給付に関わる申請を行わないままに自立支援給付に関わる申請をするに至った経緯を考慮し、ほかの利用者との公平の観点を加味してもなお自立支援給付を行わないことが不相当であるといえる場合には、7条に言う「自立支援給付に相当するものを受けることができるときにはあたらない」と判断しました。

そして、浅田さんが、介護がなければ日常生活を維持することが不可能だったこと、非課税世帯だった浅田さんが1万5千円の自己負担を負うことが経済上困難だったことからすれば、浅田さんが介護保険給付の申請を行わなかったことには理由があるとしました。

岡山市は自立支援給付をした上で、浅田さんの納得が得られるよう引き続き介護保険の申請勧奨や具体的説明を行うべきだったといえるのに一切、自立支援給付を行わない処分を行ったのだから、自立支援法7条の解釈・適用を誤っており、本件処分は違法であるとの判決でした。

この裁判結果は、多くの障害者が「生きる権利」を保障されたと喜びをかみしめ、市に控訴しないでほしいと、障害者や市民など200通を超える要望書が市当局や議会に届けられました。

しかし、市はその声にこたえず、「一審における法令の解釈について上級審の判断を仰ぎたい」と広島高裁岡山支部に控訴しました。

浅田さんはこれに対し、「判決時にも岡山市側は弁護士を含め、誰一人法廷に入っておらず、そして期限当日になって控訴するとは、岡山市は、私を悪者扱いにしたいという悪意にしか、感じられません。『控訴』という結果を聞いた直後あまりの衝撃に息苦しさを感じました。不安になり血圧を測ると下が103、上が160という普段から想像もできない数値になっていました。健康とは言い難い私の体調をさらに悪化させる決断を岡山市はしたのだと痛感しました。地方自治体が一市民を控訴する意味はなんなのでしょうか？市民の総意としての控訴なののでしょうか？5年間の時間をかけて勝ち取った生きる権利を再度取り上げることで岡山市は何か得でもあるのでしょうか？私は悔しさと情けなさ大きな失望を感じざるを得ません」と述べています。

そこで伺います。

1. なぜ岡山市は控訴したのでしょうか？
2. 2014年6月に出された、「介護保険対象者の障害者総合支援法の福祉サービス上乗せ条件の撤廃について」陳情は議会でも採択されています。この陳情をうけて以降の動きと総括をお示しください
3. 市から「どうぞ死んでください」と言われたような処分内容だったと浅田さんは言われていますが、不支給決定をした場合、浅田さんの生活がどうなるのかわかっていたのか 市はどう受け止めているのか
4. 浅田さんは実際、すべてのサービスを打ち切られたとき、朝まで排泄もできず、ベッドから落

## 承第4号に対する竹永光恵議員の質疑と答弁（全）（2018.5.17）

ちたまの姿勢で何時間も一人でいたことがあったそうです。このまま死んでしまうかもしれないという恐怖と不安の中で朝を迎えたそうです。もし亡くなっていたら市の責任は大きいのではないのか。

5. 岡山市の陳述書には、サービスが打ち切られてもボランティアによる支援で維持できたということが書かれていましたが、裁判では「不支給決定が原告に与える影響については原告自身の身体状況から判断すべきであり、ボランティアの支援は誤り」だと言われています。そのことについてのお考えをお聞かせください。
6. 裁判結果にもありますが、厚労省の調査では、岡山市と同じような処分をしている市はわずか6自治体しかありませんでした。この結果をどう受け止めていますか。
7. 厚労省は2007年からくりかえし「通知」をだし、自治体に機械的な介護保険優先をすすめるのではなく、個別の状況に応じての対応をとる指導を繰り返しています、2014年の国会では規定があるだけでどちらが優先というものでもないと言っています。通知の内容を市はどう認識しどう対応してきたのでしょうか。
8. 浅田さんは誕生日を前に何度も岡山市を訪れ、今までのサービス時間が確保できるのか、生活がどうなるのかなどの疑問、相談を市にしましたが申請ありきの立場を市は崩しませんでした。2007年の通知では、介護保険を申請しなくても、自治体に機械的な介護保険優先をするのではなく個別の状況に応じて、申請の勧奨及び具体的な説明を行うようにとの内容ですが、これに沿って当時浅田さんにはどう対応しましたか。
9. 今後も申請しない方にはサービスを打ち切るのでしょうか。

（最初の答弁）

### ◎森安浩一郎保健福祉局長

順次ご質問にお答えいたします。まず、なぜ控訴したのかについてです。障害者自立支援法は第7条の規定により介護保険サービスが利用可能な障害者65歳になり、今まで利用してきた障害福祉サービスと同様のサービスを介護保険で受けることができるときは介護保険を申請して、受けられる介護保険のサービスに不足がある場合に障害福祉サービスから上乗せなどの給付を行うことを定めています。判決では、65歳到達後も経済的理由により介護保険の申請をせずに障害福祉サービスを引き続き利用することができるとしています。しかしこれでは、介護保険優先を定めた障害者自立支援法の趣旨に反することになります。従って、第一審判決の法令の解釈について上級審の判断を仰ぎたく、控訴することといたしました。

次に、2014年以降の動きと総括、それから今後も申請しない方にはサービスを打ち切るのかについてです。平成27年、2015年1月まで65歳で介護保険適用となった場合に、上乗せの障害福祉サービスを利用できる対象を障害程度区分6かつ要介護5の方としていましたが、同年2月以降はこの条件を撤廃しました。また、65歳に到達する対象者に対しまして、要介護認定申請が必要である旨の勧奨文を送付しており、今後も継続してまいります。

次に、不支給した場合の生活がどうなるか分かっていたか、どう受け止めているか、市の責任は大きいのでは、裁判でボランティア支援は誤りとされていることについての考えについて一括して

## 承第4号に対する竹永光恵議員の質疑と答弁（全）（2018.5.17）

お答えします。65歳を迎えるに当たり、その後の対応について何度も支援者の方を交えてご説明したにも関わらず、ご理解いただけなかったことは大変遺憾だと考えています。

次に、高齢者の調査で岡山市と同じような処分をした自治体はわずかしかなかったことをどう受け止めているか、厚労省が2007年から繰り返し通知を出していることの通知の内容をどう認識していたのか、通知に対して当時どう対応していたのかについてです。厚労省の調査結果の個別のケースについては承知しておりませんが、障害福祉サービスの利用申請を認めている自治体の●処置●はあくまで緊急避難的に障害福祉サービスの継続利用を認めているのではないかと考えています。厚労省の通知により、障害者が介護保険の申請をしていない場合は介護保険サービスが優先される旨を丁寧に説明し、申請を行うよう周知を図ることとされ、申請者が必要としている支援が介護保険サービスから受けることができるかどうか、利用者の状況を把握した上で判断を行ってきたところですが、当時、決定に至るまでの間に、支援者の方々も含め繰り返し説明を行っていましたが、残念ながらご理解いただけず、介護保険の申請を行わないとの判断をされたものです。

以上です。

（2回目の質疑）

### ◆竹永光恵議員

はい。答弁をいただきましたが、全くなっていない答弁だと聞いていて思いました。判決を真摯に受け止めていないということが、私たち今の答弁でよくわかったんですけども、この裁判の意味。なぜみんながここまで、運動が広がり、注目をされているかという裁判の意味、わかっていますか。何の反省もないという答弁でちょっとがっかりしています。この裁判は岡山市だけではなくて、今日も障害者の方来られています、東京愛知広島香川など全国の障害者の方が、次々と支援の輪が広がっている裁判です。実際に判決当日には、全国8都道府県から17人の重度障害の方が車椅子でヘルパーさんと駆けつけているんです。これなぜか。人権裁判という位置づけだからですよ。浅田さんに対する非人間的な処分を他人事でないという風に怒っての行動なんです。そこをご理解だけでないんですか。まずそこを伺います。

多くの障害者が、この裁判結果に生きる権利を保障されたと喜びを噛みしめられたんですよ。まさかの非情な、「非情」ですよ、情けがない非情な岡山市の控訴なんですよ。福祉の心もない、血の通った行政とは言えない控訴ではないでしょうか。

質問の2つ目は、先ほど浅田さんの感想を述べました。「岡山市の控訴は悪意にしか感じられない。地方自治体が一市民を控訴する意味は何なのか。生きる権利を再度取り上げることで市は何か得でもあるのか」。これにどう答えるんですか。これが2つ目の質問です。1つは人権裁判ではないのか。2つ目が今のです。

3つ目の再質疑ですが、先ほど答弁の中で6自治体しかないということについて、局長の見解は「緊急避難的な対応だ」。そうですね、緊急避難的ですよ。サービスを取り上げられたらこの方たちがどうなるのか、そこをわかっているから皆さん緊急避難的にサービスを打ち切らなかったんですよ。岡山市は「どうぞ死んでください」という態度に出た。それが処分をしたってことが問題なんですって裁判なんです。そこ理解してませんね。もう一度、岡山市がした処分というのは人権を

## 承第4号に対する竹永光恵議員の質疑と答弁（全）（2018.5.17）

踏みにじる、そういう行為ではないのかということをお聞かせいただきます。

そして4つ目ですけれども、まずですね。この裁判で問題になった市が、介護保険サービスを申請しないことを理由にサービスを打ち切ったということで、当時やりとりが行われていたんですけど、裁判の中でも明らかになりましたが、じゃあ申請をしなかったことでどういう生活になるのかとか、実際にどのくらい負担がかかるのか、丁寧な説明は無かったと浅田さんは言われています。それが、本当に丁寧に説明したということになるのでしょうか。それが4つ目です。

で、もう一つ5つ目の質問は、県でも介護保険の不支給決定の不服申し立てを浅田さんが岡山県にしたんですね。その時の裁決書に県は、障害程度6の要件に加え、要介護度5の要件が必要であるとの点について、何ら明文化されておらず、少なくとも日常生活を営むことが困難であると認められること、要介護5との関連性について十分な●疎明●がなされているとは思えない、個々の障害者が置かれた状況を勘案して支給決定が行われるべきだという指摘があったんです。県でもこの指摘をしているんですよ。それに対してどうお考えですか。

そして次、6つ目ですけれども、判決が出た後4月10日ですね、浅田さんたちは国に行きました。こういう裁判結果が出たんですよということを厚労省に報告しました。厚労省もその時の懇談で、申請が無いことを理由にサービスを打ち切ることは適切ではないと答弁しているんですよ。この厚労省の答弁に対して真摯に受け止めるのであれば、岡山市の控訴は●決定●に反していると思いませんか。これが6つ目です。

次、7つ目ですが、今日も重度の方が来られています。これ、行動支援というサービスをたぶん使って来られていると思うんですね。こういう長い傍聴も介護保険のコマ切れでは絶対に難しいと思うんですね。そういう方々が裁判を起こす、そして5年も長い間たたかってきたこと自体が大変だと受け止めてないですか。岡山市を浅田さんが訴えて以降、またその勇気ある行動が、先ほど言い訳しました、いろいろ上乗せ横出ししていますよ、サービスも変わっていますよという答弁をしました。それは浅田さんが訴えた勇気から大きく制度が変わったと思っています。まずは介護保険を申請すれば、足らないサービスを障害福祉サービスの上乗せ横出しをして出来るようになった、その後浅田さんが裁判をしてから。そして利用者負担も、いま高齢障害者の利用者負担を軽減する制度も出て償還をする仕組みもできました。これは明らかに、裁判時点で制度設計に矛盾があったからこういう動きになった。そして浅田さんが勇気を出して、ほんとうに大変な中裁判をたたかたということにつながった結果ではないでしょうか。そのことについてのご所見をお聞かせください。

そして最後の質問ですが、裁判結果もやっぱり岡山市の態度あまりにも非情だよという結果でした。国も通知で障害者の立場に立って、障害者の声を一番に聞いて、相談しながら、市が判断したらどうですかという通達を2回出してるんです。先ほど申し上げました、県もおかしいと言っているのになぜ市が控訴するのかというのが、今の局長の答弁を聞いても全くわかりませんので、私は市長の意見を聞きたいと思います。市長は、私たちこの浅田裁判に対して2011年から、日本共産党だけでなくて市民ネットも含めて、浅田裁判に関連する質問を18回行っているんですが、市長1回も答弁に立っておられません。だから、市長は何を考えているのか全く私には通じません。なぜこういうことが起きたのか、なぜ控訴したのか、市長が自分の口できちんと見解を述べるべき

## 承第4号に対する竹永光恵議員の質疑と答弁（全）（2018.5.17）

だと私は思っております。最終的には市長の判断です。ぜひ、市民の命と暮らしを守る自治体の長として控訴を取り下げるといふ浅田さんの希望に応える気はないのか。このことを最後に市長に質問して2回目を終わりたいと思います。

（2回目の答弁）

### ◎大森雅夫市長

今回の裁判に関して、控訴したいという話がありまして、私としては了解をいたしました。その理由ですけれども、確かに、この事件があったのは私の就任前ではありますけれども、就任してから何回かの質問はあったことは覚えております。そして今も、浅田さんに関しての障害の状況であるとか、また経済的な困窮度、こういった指摘については理解できるところでもあります。

さきほどこの障害者自立支援法が違憲だって話がありましたですね。私はこの違憲判決自体は承知しておりませんが、様々な経緯があってそういうことが出たのかもしれない。ただ、我々行政の人間が仕事をするってのは、何に基いて仕事をしているのかってことであります。もちろん一般的なね、公平にやっていくとか様々な原則ありますね。そういったことでやっていかなければならないんですが、法治国家である以上ですね、現在存在する法律に基づいてやっていかなければならないと思います。私が説明を受けたところでいくと、先ほど来竹永さんがおっしゃっている自立支援法の第7条で、この自立支援法に基づく給付が行わない場合が列挙をされています。そこでは、この経済的な困窮度等がある場合は適用除外とは、ストレートには書いてないですね。厚労省の通達もいろいろと考慮してやるようにとはもちろん言われてるんですけども、この経済的な困窮度が一定以下であればそれはこの規定を適用しないという形では書いてあるわけでもありません。そういう面で、私としては、地裁判決は私も地裁判決としてそれは理解していかなくちゃならないと思ってます。ただ我々として、市民の税金で様々な仕事をしている以上、司法での結論にももちろん従っていくわけですが、1つの岡山地裁の判決ももちろん重要ではあるんですけども、この三審制をひいている司法の世界において、さらに上級審の判断を得て、その判断に従ってやっていくってことは、私としては必要なことだ。これは弁護士とも相談してそこはやってるところでもあります。従って、上級審、高裁の判決に従った形で我々としては適切に対応していきたいと思っております。

私からは以上です。

### ◎森安保健福祉局長

項目に●当たって多々●ご質問をいただきました。当時の判断、これが非情ではなかったかとか、6自治体は緊急避難的でそういうことができなかつたのかとか、人権の裁判であることを理解していないのかという辺りのことについてですけれども、先ほども市長がご答弁させていただきましたけれども、今回はやはり障害者自立支援法の法解釈を裁判所の方が、我々とすれば間違えていると。我々が認識して解釈して事務を行ってきたこととは異なっていますので、そこは裁判所の判断として正しいことを、我々として行っていたことを理解していただくために行っているものでございます。

## 承第4号に対する竹永光恵議員の質疑と答弁（全）（2018.5.17）

6自治体についてはやはり取消とか却下、そういう形で行っていることでございますので、6自治体では岡山市と同様な処分ということになっておりますので、それはどこも全然そういう処分が無かったというわけではございません。そういう●実態●はあるのかなと思います。

不服申立てについてなんですけれども、県は一定の、岡山市が足らなかった部分の指摘はございましたけれども、最終的には不服申し立ては棄却というか取り上げられないということで判断されているものでございます。

制度が大きく変わっていることについてですけれども、これは今までと違ってまして、介護保険を使いましたら介護保険の利用料を障害福祉のサービスから支給するという形になっておりますけれども、それでもですね、基本的な原則とすれば介護保険、保険の方が優先になりまして、その上で足りない部分について障害福祉サービスで出すという、そこについては変わっておりませんので、そこは引き続き、今後も丁寧に説明させていただいて、介護保険の申請をしていただきたいと、そこを務めていきたいと考えております。

項目1つずつについてではないんですけれども、一応そういうところで考えております。

以上です。

（3回目の質疑）

### ◆竹永議員

項目1つ1つについて、伺ったことを丁寧に答えられないこと自体が矛盾していると思いますよ。まず法ありき。そして、しょうがないが一、法があるんじゃから（※）という立場から崩れていない。まず1人の人が、岡山市で暮らす重い障害者の方が日常をどうやって行っているのか、暮らしているのか。そういうところに視点が行っていないというのが問題ですよとされているのが、この裁判なんです。

岡山県は、昔、朝日訴訟という大きな裁判があって、「人間裁判」とまで言われました。生活保護法の中で暮らしていても憲法に照らし合わせたような最低限度の水準になっていないじゃないかと訴えられた朝日さんのことが全国的に広まって、やっぱりちゃんと暮らそうと思えばどういう暮らしがいいのかという視点に、行政も変わってきたと思っています。その中で、この裁判が同じ岡山であったこと自体が、注目をされています。

先ほどやっと、市長が自分の言葉で言っていただきました。前の市長の時のことじゃから知らんのじゃわという、ずっとそういう態度かなと思っていたんですが、ちゃんと答えていただいたことは良しとしますが、中身ですね。裁判は、判決の中で金額のこと、自己負担のことも言っていますし、ほかの人との公平性のことも言っています。それを加味してもやっぱり岡山市がやったことは非人道的な立場で、そういうことは憲法に保障された個人の尊厳だとか、平等原則だとか、生存権だとか、これを全て否定したことになるんですよということで、浅田さんがお怒りになって全国的な運動になった、ここの問題点、ここの視点をなんで持てないんですか。局長は仕事をするときに憲法を守りながらするということをサインしましたよね、公務員になる時に。そしたらやっぱりその立場で一人一人接するときにはまずその視点がいるのではないかと思います、そのことはどうでしょうか。一人一人の個人の尊厳、平等原則、生存権、これを否定したのが市が処分を取り消



## 承第4号に対する竹永光恵議員の質疑と答弁（全）（2018.5.17）

したことに通じるのではないかと浅田さんが訴えられたことに対してどうなのかということを引きちんと答えてください。憲法を守る立場で仕事をする公務員としてどうなのかということも含めてお答えください。ちゃんとね、自分の言葉で具体的に答えてくださいね。

それと法律もね、先ほどの裁判の、最初の障害者自立法のときの裁判結果を知らないと市長言われましたが、やっぱり法律ができた時もその法律が全てということではなくて、利用しながらいろんな問題点があると改善したり、そういうことで法律は生きてくるわけなんですね。その中で、最初に出来た法律が違っていたので、また障害者の声を聞きながら変えていったというのが、この障害者の法律の変遷なんですよ。その中で、だから介護保険と違うんだという●こと●を言いたいところが理解されていないのかなという所を確認したいと思います。

それと、先ほどの答弁を聞いていたら、まず介護保険と障害者●総合支援法●の立場の違いなんですけれども、介護保険法は提供できる支援内容が限られているということで、命、健康の維持と最低限の保障しかしていないというのが介護保険法で、支援法は社会的存在を保障ということも入っているんですね。だから今日みたいに傍聴に来るということもできているということなんですよ。その2つの法の質が違う上に起こった問題ということを理解していますかということをお尋ねします。

最後に、もう一度尋ねますが、申請しない障害者はまた打ち切るというのが岡山市の立場なんですか。そこは変わらないのか。本当に岡山市の非人道的な立場というところに自覚が無い、重症な血の通わない行政だということが全国に知れ渡ることになるんですよ、この控訴ということは。その認識がおりなのかということをお尋ねして終わりたいと思います。

（※）標準誤訳＝仕方ないじゃないか、法があるんだから

（3回目の答弁）

### ◎大森市長

今まで答弁に立たなかったのに、今回は2回目の答弁に立たさせていただきます。最初の憲法論についてだけお話を申し上げたいと思うんですが、我々もちろん憲法の考え方に従ってやっているつもりであります。ただ、この自立支援法にしても国会がつくる法律っていうのは当然ながら、これは憲法に合致しているということで、憲法に違反していないということでつくられたものだと。もちろん司法判断でくつがえされることはありますが、それは我々、憲法の範囲内で法律がつくられているということを前提としてこの法律を執行していなければならないんですね。従って、この自立支援法の規定に基づいて我々はやってるということは、憲法に違反してまで何かをやるという意識は、全くこちらのメンバーにはありません。そこをまずご理解をいただきたいと思います。

今回の議論は、自立支援法の第7条の解釈を大きく司法の方は今までの解釈を少し変えて弱者保護、そういったところに視点を置いているということは理解できます。我々がそこを、もっと議論してそれで上級審でももちろんそういう判断になれば、我々として従っていくんですよ、そこは。ただ今回の岡山地裁の判決、1人の裁判官、3人制なのかもしれませんが、そういう裁判官が出したもののっていうのが本当に●汎用的●であるのかどうか。そういった所を、我々としてはこ

## 承第4号に対する竹永光恵議員の質疑と答弁（全）（2018.5.17）

れ非常に重要な、他の自治体、6自治体という話がありましたけれども、そういう解釈をしているところが他にもあるわけで、そういったところをきちんと解釈を、司法における解釈の確立をやはりしてもらわないといけないんじゃないかと。当然この判決内容には慰謝料もあるし、そういったものがこれは税金で出していくってことにもなってくるわけでありまして。そういったものを司法における考え方の統一を上級審ではかってもらいたい、そういう意図から我々としては控訴しているところであります。

以上です。

### ◎森安保健福祉局長

自立支援法と介護保険法の違いというのは確かにございますので、そこは、ですから、個人の状況に応じまして、介護保険で提供できないサービスについては自立支援法で提供するというのが今の仕組みでございます。それで、先ほどの打ち切るのかということに関して言いましてもですね、しっかりご理解いただけるよう繰り返し丁寧に説明して、申請していただくように努めてまいりたいと考えております。その中で日常どう生活されているかということも把握した上でご理解に努めてまいりたいと考えております。

以上です。